

令和3年度 第12回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和 3年 11月 12日(金)

招集場所 元気館 視聴覚室

2. 出席委員 土居教育長、森岡委員、服部委員、井上委員、武田委員

3. 説明のため出席を求めた者及び参加者

高瀬学校教育課長、三上生涯学習課長

4. 会議録に署名すべき委員の指名

武田委員、服部委員

土居教育長：

日程第1

これより、第12回の邑南町教育委員会を開催いたします。

( 9:30～)

日程第2

今日の教育委員会の会議録署名は、武田委員さん、服部委員さんをお願いをいたします。

日程第3 議決事項

議案第39号区域外就学についてをお願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第39号区域外就学についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと、区域外の申請書が出ております。以下個人情報につき省略。これについては以上でございます。

土居教育長：

これについてご質問がございませんでしょうか。

教育委員：

ありません。

土居教育長：

それでは議案第39号につきましては、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第40号ハラスメントの防止に関する要綱の一部改正についてを審議をいたしたいと思  
います。事務局お願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第40号ハラスメントの防止に関する要綱の一部改正についてです。これにつきましては  
は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求  
めるものでございます。一枚はぐっていただきますと、ハラスメントの防止に関する要綱とい  
うことで、新旧対照表の方を付けております。これにつきましては平成24年のところで教育委員  
会の訓令ということでハラスメントの防止に関する要綱の方が制定されておりましたが、その  
後、国の方におきまして令和元年度に女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律  
の一部改正ということがございまして、それに合わせて職場におけるハラスメントの防止対策  
が強化されております。これについては法律的には令和2年の6月に施行となっておりますが、  
このたびの法律の施行に伴いまして邑南町で定めておりました要綱について、補強するとい  
う意味合いで今回改訂させてもらっております。主だったところと言わせてもらいますと、ハラ  
スメントの定義ということで第2条がございしますが、こちらについてはハラスメントの定義につ  
いては、当初のところは、セクハラ、パワハラ等々のことだけしか書いてございませんでしたが、そ  
の後セクハラ、パワハラもとより、モラハラ、マタハラ等々、介護に関するハラスメント等を新た  
に定義の方述べさせてもらっております。それから第3号として、性的な言動のことについても  
きちんとこちらの方で定義にさせてもらっております。4号以降のところにつきましては、パワハ  
ラの関連、先ほど言いましたモラハラ、マタハラ、介護ハラとか、その他ハラスメントについてそ  
れぞれ新たに定義の方、させてもらっているところがございます。それから次の第3条のところ  
で、これは新たに職員等の責務ということで、職員はハラスメントをしてはいけないというこ  
とでこちらに新たな定義の方かわしてもらっております。それから次第4条のところについては、  
所長についての定義等もございましたが、これについても法律改正に合わせた形でこちら新  
たに付けさせてもらっているものと改正させてもらっているものがございます。以降そんなに  
大きくことは変えておりませんが、法律に伴いまして言葉を少し追加させてもらっております  
し、研修等につきましてもきちんと研修等をしないといけないというようなところでも、きちん  
と定義の方させてもらえるような、改正の方させてもらっております。それから第9条のところの  
委員会の役割とこれについても新たにきちんとした形で定義をさせてもらいました。10条の不  
利益な取り扱いの禁止、11条の対応措置、12条の秘密の保持も新たにこれは定義がござい  
ませんでしたので、新たに定義の方させてもらいました。新規対照表の次になります職員が  
ハラスメントをしないということを定義にさせてもらいましたので、それについての指針とい  
うことで新たにこれを付け加えをさせていただきます。これについてはこういった基本的な考え  
方とかこれをしてはいけないとかいうふうなことで、新たに事細かにこちら定義の方させて  
もらっているものでございます。これが約11ページまでそれぞれございます。先ほどのありました

定義のモラハラ、パワハラだとか介護に関するハラスメントについてはこういったことはやってはいけませんということをここにすべて定義をさせてもらっているものでございます。それからその次に、今回このハラスメントに対しては、苦情処理委員会等を設けてですね相談員を設置するというふうなところですでに定義させてもらっておりまして、相談員に対してですね、これについても指針を新たに設けさせてもらいました。ハラスメントに関する苦情相談への対応についての指針ということで、相談員の心掛けることやすべき行動のことについてですね、こちら新たに指針の方設けさせてもらっております。最後のところで相談員さんが使用する相談記録表ということについても、これまで定めたものがございませんでしたのでこちらについても記録相談するというところで様式を定めさせてもらっております。これについては県の方ですでにこういった指針とか様式等が定められておりますので、そういったものを参考に邑南町用として今回、要綱改正させてもらっているところでございます。以上簡単ですがこれについては以上でございます。

土居教育長：

法律の改正によって要綱を改正するという説明がありました。説明があったばかりなんで、質問といっても難しいかもしれませんが、気が付いたところがあればお願いします。

武田委員：

すごい細かいところなんですけど、5ページ目のところの第6条の申し出のしが多分抜けちゃってるかなと、脱字かなと。

高瀬学校教育課長：

ああそうですね。

森岡委員：

この要綱なんですけど、当然やっぱり教育委員会事務局だけじゃなくて、学校も全部これカバーするんですか。

高瀬学校教育課長：

今回この要綱についてはですね、初めから、当初教育委員会等、学校を全て含めた形での要綱設定となっておりますので、これは学校も全てカバーする形になっております。

森岡委員：

これは市町村立学校なんで、見るのは町の職員なんですけど、いろんなものが現在ありますよね。県のハラスメントに関する要綱とかそれと完全にまあなるとと。

高瀬学校教育課長：

最初叩き台についてはですね、県の教育委員会が作っている要綱、あれを中に入れ込みな

がら、部分、部分改正させてもらっております。それから先ほど言いました二つの指針についてもですね県の教育委員会の方でこういった指針とか定められておりますので、それをまあ、割愛したような形で、後は邑南町バージョンで所々言葉を直した形で。

森岡委員：

今までの分に、県のそれを入れて上書きしたということですか。

高瀬学校教育課長：

はい。ちなみに町長部局もですね今回うち方作りましたこれを基に、叩き台に町長部局の方も要綱改訂されるということで聞いておりますので。

森岡委員：

教育委員会先行してやった。

高瀬学校教育課長：

先に。

服部委員：

相談員はどのような立場の方を予定しとられるんですか。

高瀬学校教育課長：

相談員についてはですね。

土居教育長：

第4ページの第5条のところ苦情相談体制が、そこが。

高瀬学校教育課長：

相談員は基本的には委員会で指名された方なので、例えばそれがこの教育委員会ということであれば、教育委員会の中での例えば、管理職。対象者によってですね、管理職がそのハラスメントの対象になれば、管理職を外した形での相談員ということが設置になりますし、その都度、その都度ですね、適した相談員を決めるということになります。学校においても同じような形になろうかと思えます。

服部委員：

決まった方を置いとくわけじゃなくて。

高瀬学校教育課長：

はい、例えば職員同士のところでのハラスメントを起した場合については、上席の課長で

あたりだとか補佐であつたりだとかありますが、対象者が課長補佐であつたりとか課長になってくるとその相談員がじゃあ誰にするか、あらためてそこに選任する必要がありますので。

服部委員：

わかりました。

武田委員：

そういう解釈ですか、この一文は。

高瀬学校教育課長：

ここに細かな相談員誰ですといふところまでは記入はしない。

武田委員：

記入はしない。よくいろんなところで、こういう見に行ったときに2名付けとられるかなという印象を。

高瀬学校教育課長：

とりあえず2名の方をはい。

武田委員：

2名要は管理側のどなたかともう一人、要はもっと職場の同僚の中で一人設定していて、どちらか相談しやすい方についていうのをどこかに設定しておくのが、わりとよくある感じですよ。

高瀬学校教育課長：

基本的には今言われたようなことになると思うんですが、先ほど言いました対象が誰になるかによっては変わってくるので、後は例えば男性上司、女性同士とかです。訴える方々によってですね、例えば。

武田委員：

ちょっと懸念しているのは、もし仮にですよ何かあった時の場合に、今みたいに何かあった時に設置しますっていうような説明の仕方ちょっとまずいような。その一文が。

高瀬学校教育課長：

まあ、基本づくりのところでは確かにあるんですが、それを基本的な部分としか言いようがないのですが。

武田委員：

書かなくてはいいいとは思いますが。一応決めてみなさんに周知しておくことは、多分こういったメンタルヘルス上の問題の時には必要なのかなと思ったりします。お決めになって、なんかよくあるのは掲示してあるとか、よくあつたりしますね。ハラスメント相談は、誰々か誰々かかっていって管理職側の人とそうではない、だから相談しやすい、横並びでいる人で設置してあることが多いかなと思ったりします。

高瀬学校教育課長：

そうですね、基本的には相談員が誰になるかというのは教育委員会の中であればおのずと決められて。

武田委員：

だとは思いますが。その都度、都度じゃなくて一応明記というか周知はしといたほうがいいのかなと。

高瀬学校教育課長：

基本ベースは崩さないような形で周知はしますが、ただまあ後は対象者。

武田委員：

そうなりますね。

森岡委員：

一応相談体制5条の中で所属長はってなってますよね。学校の場合は恐らく校長になるんだろうし、教育委員会のまだあれば課長だったり、教育長、上席のものであれば誰でもいいんだけど、その辺がちゃんとしてあれば、武田委員言われたように、あつた場合には校長にねまらず相談してくださいみたいなことを。

武田委員：

学校はよくなんか教頭先生と養護先生がなつとられるイメージが強いですがよね。わりとちゃんと掲示してあるような印象があります。

土居教育長：

学校は年度当初に明記するような指導が県教委からもあるので。

森岡委員：

あくまでも所属長は校長でしょ。最終は校長が。

土居教育長：

ただ、上司がパワハラするので、関係上はね。

武田委員：

それはそうですよね。

土居教育長：

なかなかそこら辺が場合、場合によって、変わるという当該者が相談者にはならんので。

武田委員：

確かに。現実問題そうだと思うんですけど、建前上決めとかないと後がまずいかなと。

土居教育長：

決めてといて、その人が相談だよというのは決めとくべきだとは思いますが、で、相談しにくい場合はあるんで、上司からパワハラを受けとる時に、上司に相談しようもないんで、どっちかの方に相談されれば、いいだろうなど。

森岡委員：

例えば学校なんかで所属長、それは校長とすれば、校長がパワハラした時にはどこがどうなる。教育委員会事務局かね。

高瀬学校教育課長：

まあ教育委員会事務局も入ったり、後は本人さんが望む相談員もあるのかもしれませんが。

土居教育長：

他気づかれたことがあれば。もし今回承認をしてはもらいたいんですが、誤字脱字とか、こういうところがおかしいんじゃないかというところがありましたら次回に持ち越して、また審議をやっていきますのでよろしくお願いします。では議案40号、ハラスメントの防止に関する要綱の一部改正についてはとりあえずご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

はいありがとうございます。

服部委員：

ただ、何点ですかね、すごく細かく決めてあるので、何の気なしに、悪気なしで発言する。私なんか一言多い人間だから、どこかでハラスメントっぽい発言をしてるかもしれないんだけど、それがいちいちハラスメントの相談者のところに行ってしまうことが大きくならなくても、一言であれはちょっとまずいとか、一言言ってそれで済むときもあると思うんですよ。いちいちこのハラスメントなんですかを開かずに、そういうところも職場の中でかまして行って欲しいなど。度重なるハラスメントで傷つくのはもちろん問題なんだけど、一言の注意で済むこともあると思うので、そういう雰囲気も是非醸し出してってもらいたいなどは思います。

土居教育長：

よくセクハラ発言とかあった時に、研修をして重ねておると言い易い職場環境だと、それちょっとセクハラっぽいねとかいうような、上司であっても言い易いような環境っていうのはやっぱり作っておかないと、言いにくいのがずーっと重なり続けると、どっかで相談しなきゃいけないようなことに繋がっていくんで、研修をしてもらって言い易いような職場関係にしていくというのは、すごく大事だと思います。我慢に我慢を重ねてついにハラスメントですというふうにならないような職場環境っていうのを作っていくのはすごく大事だと思います。まあ学校にもまた改正要綱をお願いするときに今度先生方にもあわせて研修の必要性は言いたいというふうに思っています。

以上で、第12回を終了します。

(～11: 25)